

湖南省農業委員会だより

令和元年7月11日発行

第20号

湖南省農業委員会

湖南省中央一丁目1番地

TEL 0748-71-2362

遊休農地をなくそう 農地の適正な管理を！

農地パトロールを実施します(基準日:8月1日)



▲昨年のパトロール

湖南省農業委員会では、「農地利用の最適化指針」を策定し、遊休農地の発生防止と解消に取り組んでいます。

今年度も8月1日を基準日として市内の農地利用状況調査(パトロール)を実施します。また、この調査の結果遊休農地と判断した農地については11月頃に農地利用意向調査を実施することになります。

農地を遊休化させまいよう 管理をしましょう！

農地を一旦遊休化させると再び耕作可能な状態に戻すには多大な労力、時間等が必要になります。また、放置すると病害虫等の発生源となる恐れがあるほか、ごみの不法投棄や雑草による火災発生の原因になるなど、周辺農地や地域への迷惑にもなります。

農地を遊休化させないために日頃から適正な管理をしてください(休耕地についても耕起または年に数回は草刈り等の保全管理をお願いします)。

遊休農地とは

・過去1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地
(1号遊休農地)

農地を転用する場合は、農地法による手続きが必要です！

農地転用とは

農地を住宅や工場等の建物の敷地、駐車場、資材置き場など、農地以外の用地に転換することです。一時的に農地を資材置き場や砂利採取場等に利用する場合も転用になります(一時転用)。

●農地転用許可申請について

| 農地法 | 許可が必要な場合 | 申請者 |
|-----|-----------------------|---------------------------------------|
| 第4条 | 農地を農地以外に転用する場合 | 転用を行う者(農地所有者) |
| 第5条 | 農地を買ったり、借りたりして転用する場合。 | 売主または貸主(農地所有者) と 買主または借主(転用事業者) |

●市街化区域内農地の転用についても、事前に農業委員会への届出が必要です。

無断転用は違反です！

許可を受けずに転用した場合や、許可を受けたとおりに転用しなかった場合は農地法に違反することとなり、原状回復等の命令や、罰則の適用があります。(罰則:3年以下の懲役または300万円以下の罰金)
農業委員会では違反転用等の防止に向けて、随時パトロールを行っています。

※農地を転用するときは事前に農業委員会事務局にご相談ください。

湖南省農地賃借料情報(平成30年中)

平成30年1月から12月に、農地法(第3条許可)及び農用地利用集積計画(利用権設定)によって賃貸借された農地の賃借料水準(10a当たり)は次の通りです。

【田(水稲)の部】

(単位:円)

| 締結(公告)された地域 | | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数(筆) |
|---------------|--------|-------|--------|-------|---------|
| 湖南省全域 | 基盤整備地域 | 5,000 | 12,900 | 1,000 | 736 |
| | 未整備地域 | 5,300 | 12,900 | 2,000 | 38 |
| (参考) 湖南省平均 | | 5,000 | | | 774 |

- ・データ数は集計に用いた筆数です。
- ・賃借料を物納支給(水稲)としている場合は、米60kg当たり12,900円で換算しています。
- ・金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- ・(参考)湖南省の平均額は、各区分の平均値をデータ数により加重平均した値です。
- ・賃借料の発生していないものが132筆ありました。
- ・農地法第3条許可(賃借)の対象はありません。



農地法等の取扱い件数(平成30年中)

平成30年1月から12月に、湖南省農業委員会総会で審議した農地法等の取扱い件数を報告します。

| 種別 | 件数 | 種別 | 件数 | |
|---------------------------|----------|-------------------------|-----|-----|
| 第3条(農地の権利移転(売買等)) | 許可 | 第18条 (合意解約) | 16 | |
| | 届出(※) | | | 24 |
| 第4条(自己所有農地の転用) | 許可 | 形状変更 (田畑転換) | 1 | |
| | 届出(※) | | | 11 |
| 第5条(農地を権利移転(売買等)して 転用) | 許可 | 農用地利用集積計画 (利用権設定)(※) | 327 | |
| | (うち一時転用) | | | (3) |
| | 届出(※) | | | 18 |

※第3条届出:相続等による届出。

※第4条及び第5条届出:市街化区域内農地の転用届出。

※農用地利用集積計画(利用権設定):農業経営基盤強化促進法に基づく農地の賃貸借など。

農地を相続した場合は届出を! 農地を相続した場合は農業委員会への届出が必要です(農地法第3条)。

★事務局からのお知らせ

～安心して豊かな老後のために～ **農業者年金**に加入しましょう

次の3つの要件を満たす人はどなたでも加入できます

- ・60歳未満
- ・年間60日以上農業に従事
- ・国民年金第1号被保険者

農業者年金の主なメリット

- ・少子高齢時代に強い積立方式!(確定拠出型年金)
- ・保険料はいつでも変更可能!(月額2万円から6万7千円)
- ・終身年金 80歳前に亡くなられても遺族に死亡一時金!
- ・保険料の社会保険料控除で大きな節税効果!
- ・一定の要件を満たす農業者には保険料の補助!

みんなで読もう 全国農業新聞 ～農業者の視点でお届けします～

農政・農業の最新情報や先進農家の経営紹介など、農業者にとって役立つ情報が満載です。

- ・毎週金曜発行
- ・購読料 月額700円

※お申込み、お問い合わせは農業委員会事務局(TEL71-2362)まで